

## 県有林造林事業等森林作業道施工管理基準

制 定 平成21年2月25日 県有第1698号  
一部改正 平成23年8月 3日 県有第 665号  
一部改正 平成28年3月25日 県有第1903号  
一部改正 令和5年12月28日 県有第1506号

### 1 目的

この県有林造林事業等森林作業道施工管理基準（以下「管理基準」という）は、山梨県林政部が発注する森林作業道の作設にあたり、事業の施工管理の基準を定めるものである。

### 2 適用

この管理基準は、山梨県林政部が発注する森林作業道の作設に適用する（山梨県県有林造林事業標準仕様書総則第20の「森林整備事業施工管理基準」に読み替える）。なお、作業内容、規模、施工条件により、この管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、他の方法によることができる。

### 3 管理項目

管理内容及び項目は次の表のとおりとする。

項目	項目	内容
工程管理	工事経過	工事日報に工事経過（作業内容、数量）、指示、承諾、協議を記録する（監督員の発行する文書を添付）。
出来高管理	起工測量	詳細設計で発注の場合は、起工測量を行い監督員の確認を受ける。 概要設計による発注の場合は、詳細設計作成後、監督員の確認を受ける。
	出来高図	工事完成後、測量、測定により出来高図、測定結果一覧表を作成し数量を算出する。（注）
品質管理	使用材料	品質証明の添付（製品を購入した場合）。
写真管理	工事写真	測点（法尻、法頭間）における施工状況は200mに1箇所以上 構造物単位（丸太組工、ふとんかご、横断溝等）で全箇所（構造として連続していても規格が異なる場合は別扱い）。 着工前、施工中、完成を一組に撮影 盛土は、転圧状況を200mに1箇所以上自然盛土、転圧中、転圧後を一組に撮影

（注）横断図、構造物出来高図に測定値、規格値を記入することで測定結果一覧表に代えることができる。

#### 4 規格値

- (1) 請負者は、出来高管理基準により測定した各実測値は、すべて規格値を満足させなくてはならない。
- (2) 規格値を超える場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
- (3) 請負者は、出来高、品質管理の測定結果を記録、保存し、監督員の請求があった場合には提出しなければならない。

#### 5 出来高管理基準

区分	工種	項目	規格値		
路線	延長	起点終点間の総延長	- 40 c m	測点間距離を横断面図及び測定結果一覧表に記入  幅員の中心に設けられた測点間を直線で測定する。	
土工	切土、盛土	幅員	- 10 c m	出来高線、実測値を横断面図に、実施値を測定結果一覧表に記入  幅員は全測点、測定値が規格値を超えた場合でも通行に支障が無い限り承認することができる。	
		のり勾配 切取 盛土	- 1分未満 (設計値より1分以上の急勾配は不可)		
法面工	丸太組工 丸太柵工	延長	- 20 c m	測定結果一覧表に記入  延長は同一丸太組段数ごとに杭数の10%以上を測定	
		杭使用本数	(-) は不可		
		杭間隔	- 20 c m		
		杭末口径	± 10 %		
	ふとんかご じゃかご	敷設寸法	延長	- 20 c m	測定結果一覧表に記入
			高さ	- 10 c m	
	各個寸法	長さ	- 5 c m	測定結果一覧表に記入	
		幅	- 5 c m		
		高さ・径	- 5 c m	使用数の10%以上	
路盤工	路盤工	幅	- 10 c m - 2 c m	測定結果一覧表に記入 40 mに一箇所測定 厚さは施工幅における平均	
		厚さ	- 40 c m		
		延長			
排水工	横断工 洗越工	幅	- 3 c m	測定結果一覧表に記入	
		延長	- 20 c m		

#### 附則

この管理基準は、平成21年3月1日から適用する。

この管理基準は、平成23年8月3日から適用する。

この管理基準は、平成28年4月1日から適用する。

この管理基準は、令和6年1月4日から適用する。